

付 議 第 2 号

高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和 42 年高知県教育委員会規則第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高 知 県 教 育 委 員 会 規 則 第 号**高 知 県 教 育 公 務 員 の 長 期 研 修 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正
す る 規 則**

高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公立学校に勤務する」を削る。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「（以下「教育センター」という。）」及び「（以下「心の教育センター」という。）」を削り、「研究課題についての研究に従事する」を「研修を受ける」に改め、同条第2号中「教育センター、心の教育センター、大学その他の教育機関（以下「教育機関」という。）」を「大学その他の教育機関及び別に定める研修場所」に、「研究課題についての研究に従事する」を「研修を受ける」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 派遣研修 前2号に掲げる長期研修以外で別に定めるものを受けるもの

第3条第3号を次のように改める。

(3) 派遣研修生 前条第3号に規定する研修を受けている者をいう。

第3条第4号から第6号までを削る。

第4条中「県内留学生、県外留学生及びへき地教員留学生」を「留学生及び派遣研修生」に改める。

第5条第1項ただし書中「許可することがある」を「許可することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 留学生及び派遣研修生の研修期間は、別に定める。

第6条中「及び留学生」を「、留学生及び派遣研修生」に改める。

第7条中「又は留学生」を「、留学生又は派遣研修生」に、「次の各号のいずれかに該当する者であって」を「高知県の教育公務員として3年以上勤務した経験を有する者のうち」に、「者とする」を「者であって、別に定める要件を満たすものとする」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項中「又は留学生（第5条第2項ただし書に該当する者を除く。）」を「、留学生又は派遣研修生」に、「別記第1号様式による願書に別記第2号様式による身上書を添えて」を「別に定める書類等を」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項後段を削り、同項にただし書として次のように加える。

ただし、当該希望する者が県立学校職員であるときは所属の

学校長を、市町村教育委員会の専門的教育職員であるときは当該市町村教育委員会を、教育委員会の専門的教育職員であるときは所属長を経由して教育委員会に提出するものとする。

第8条第2項中「は別記第3号様式による人物審査書を、市町村教育委員会にあっては別記第4号様式による承認書をそれぞれ作成のうえ、当該書類」を「、市町村教育委員会及び所属長は、別に定める必要書類等を作成の上、前項の書類等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、長期研修の手續に関し別に定めがあるときは、その定めるところによる。

第10条を削る。

第9条第1項中「研究生及び留学生候補者」を「研究生、留学生及び派遣研修生の候補者」に、「研究生留学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を「選考委員会」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第10条とする。

2 選考委員会の委員及び運営並びに候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

第8条の次に次の1条を加える。

（選考方法）

第9条 研究生、留学生及び派遣研修生の決定は、別に定める場合を除き、次条に規定する選考委員会による選考によって行うものとする。

第11条中「及び留学生の服務は、研究生については教育センター及び心の教育センターの、留学生については留学先の教育機関」を「の服務は、高知県教育センター及び高知県心の教育センター」に改め、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 留学生及び派遣研修生の服務は、別に定める。

第12条中「必要な」を「高知県の教育公務員の長期研修に関し必要な」に、「教育長」を「高知県教育長」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則

高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 制定の目的及び内容

令和 2 年 3 月に策定した、「第 2 期教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第 3 期高知県教育振興基本計画」に沿って、効果的な長期研修を推進するために規則の一部改正を行うものである。

2 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日

高知県教育公務員の長期研修に関する規則

高知県教育公務員の長期研修に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定に基づき、高知県の教育公務員の長期にわたる研修（以下「長期研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(長期研修の種類)

第2条 長期研修は、他に特に定められたものを除き、次に掲げる区分の区別とする。

(1) 教育センター研修 高知県教育センター及び高知県の教育センターにおいて、現職のままに定める研修を受けるもの

(2) 国内留学研修 大学その他の教育機関及び別に定める研修場所において、現職のままに定める研修を受けるもの

(3) 派遣研修 前2号に掲げる長期研修以外に定めるものを受けるもの

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究生 前条第1号に規定する研修を受けている者をいう。
- (2) 留学生 前条第2号に規定する研修を受けている者をいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項の規定に基づき、高知県の公立学校に勤務する教育公務員の長期にわたる研修（以下「長期研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(長期研修の種類)

第2条 長期研修は、他に特に定められたものを除き、次の各号に掲げる区分の区別とする。

(1) 教育センター研修 高知県教育センター（以下「教育センター」という。）及び高知県の教育センター（以下「心の教育センター」という。）において、現職のままに定める研究課題についての研究に従事するもの

(2) 国内留学研修 教育センター、心の教育センター、大学その他の教育機関（以下「教育機関」という。）において、現職のままに定める研究課題についての研究に従事するもの

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究生 前条第1号に規定する研修を受けている者をいう。
- (2) 留学生 前条第2号に規定する研修を受けている者をいう。

参考資料2

(3) 派遣研修生 前条第3号に規定する研修を受けている者をいう。

(定員)

第4条 研究生、留学生及び派遣研修生の定員は、別に定める。

(研修期間)

第5条 研究生の研修期間は、1年又は2年とする。ただし、特別の事情がある場合は、期限を定めて研修期間の延長を許可することができる。

2 留学生及び派遣研修生の研修期間は、別に定める。

(研究報告)

第6条 研究生、留学生及び派遣研修生は、研修期間が終了したときに報告書を高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなればならない。

(3) 県内留学生 留学生のうち県内の教育機関において研修を受けている者をいう。

(4) 県外留学生 留学生のうち県外の教育機関において研修を受けている者をいう。

(5) へき地教員留学生 留学生のうち第7条第2号に規定する資格により研修を受けている者をいう。

(6) へき地学校 へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）別表第1に掲げる学校をいう。

(定員)

第4条 研究生、県内留学生、県外留学生及びへき地教員留学生の定員は、別に定める。

(研修期間)

第5条 研究生の研修期間は、1年又は2年とする。ただし、特別の事情がある場合は、期限を定めて研修期間の延長を許可することがある。

2 留学生の研修期間は、6箇月とする。ただし、特別の事情がある場合は、研修期間を1年とすることがある。

(研究報告)

第6条 研究生及び留学生は、研修期間が終了したときに研究報告書を高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなればならない。

(資格)

第7条 研究生又は派遣研修生になることができる者は、高知県の教育公務員として3年以上勤務した経験を有する者のうち、長期研修の終了後引き続き高知県の教育公務員として在職する意志を有する者であって、別に定める要件を満たすものとする。

(手続)

第8条 研究生又は派遣研修生となることを希望する者は、別に定める書類等を所属の学校長及び市町村教育委員会(市町村の組合を含む。以下この条において同じ。)を経由し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該希望する者が県立学校職員であるときは所属の学校長を、市町村教育委員会の専門的教育職員であるときは当該市町村教育委員会を、教育委員会の専門的教育職員であるときは所属長を経由して教育委員会に提出するものとする。

2 前項の經由機関である学校長、市町村教育委員会及び所属長は、別に定める必要書類等を作成の上、前項の書類等に添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、長期研修の手続に関し別に定めがあるときは、その定めるところによる。

(資格)

第7条 研究生又は留学生になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、長期研修の終了後引き続き高知県の教育公務員として在職する意志を有する者とする。

(1) 高知県において教育公務員として引き続き3年以上勤務した経験を有する者

(2) 現にへき地学校に勤務している者

(3) 特別支援教育に関する研修を受ける者

(手続)

第8条 研究生又は留学生(第5条第2項ただし書に該当する者を除く。)となることを希望する者は、別記第1号様式による願書に別記第2号様式による身上書を添えて所属の学校長及び市町村教育委員会(市町村の組合を含む。次項において同じ。)を経由し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、希望する者が県立学校職員であるときは、所属の学校長を経由して教育委員会に提出するものとする。

2 前項の經由機関である学校長は別記第3号様式による人物審査書を、市町村教育委員会にあっては別記第4号様式による承認書をそれぞれ作成のうえ、当該書類に添付しなければならない。

(選考方法)

第9条 研究生、留学生、留學生及び派遣研修生の決定は、別に定める場合を除き、次条に規定する選考委員会による選考によって行うものとする。

(選考委員会)

第10条 研究生、留学生、留學生及び派遣研修生の候補者を選考させるため、教育委員会に選考委員会を置く。

2 選考委員会の委員及び運営並びに候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(選考委員会)

第9条 研究生及び留學生候補者を選考させるため、教育委員会に研究生留學生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会の委員は、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する者のほか、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 教育次長（指導の事務を分掌するものをいう。次条第1項において同じ。）、教育政策課長、幼保支援課長、小中学校課長、高等学校課長、特別支援教育課長、保健体育課長及び人権教育・児童生徒課長

(2) 教育センターの所長及び各部長並びに心の教育センター所長

(委員長)

第10条 選考委員会に委員長を置き、委員長は、教育次長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、必要に応じて選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(服務) 第11条 研究生の服務は、高知県教育センター及び高知県心の教育センターの定めるところによる。

2 留学生及び派遣研修生の服務は、別に定める。

(委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、高知県の教育公務員の長期研修に関し必要な事項は、高知県教育長が別に定める。

様式削除

(服務) 第11条 研究生及び留学生の服務は、研究生については教育センター及び心の教育センターの、留学生については留学生の教育機関の定めるところによる。

(委任) 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

○改正趣旨

令和2年3月に策定した、「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」及び「第3期高知県教育振興基本計画」に沿って、効果的な長期研修を推進するため、各研修事業毎に服務及び手続き等の必要事項を別に定めるなど、各派遣分野の特性を活かせる規則に改正を行う。

○改正の主な理由

- (1) 現行制度では、服務については派遣先の機関の定めるところによることとしていたが、派遣先の機関において、研修生に適用させる規程がない場合や教育公務員の服務規程として必要な事項が欠ける場合には、勤務時間や休暇の取扱いなどについて個別に取り決めを行っていた。今回の改正により派遣先の機関の規程の有無によらず、長期研修の特性等を踏まえて、各研修事業毎に県教育委員会において適切な服務を定めることとする。
- (2) 教育行政の経験のある教育委員会事務局職員の専門的教育職員（指導主事等）の派遣により、成果を教育委員会事務局の政策に結びつけ還元を行うため、派遣対象に追加する。

○主な改正概要

第1条（趣旨）

- ・規則の対象に専門的教育職員（指導主事等）を追加。
（対象を「公立学校に勤務する教育公務員」を「教育公務員」と改正。）

第2条（長期研修の種類）

- ・長期研修の区分を整理。

第3条（定義）

- ・「県内留学生」、「県外留学生」を「留学生」に用語を統一。
- ・「へき地」の項目を削除。

第5条（研修期間）

- ・研修事業により研修期間が異なるため、留学生及び派遣研修生の研修期間は、各研修事業毎において別に定める。

第7条（資格）

- ・資格要件の「引き続き3年以上勤務した」を、「3年以上勤務した」に改正。
- ・第3条（定義）の改正に合わせて、「(2) 現にへき地学校に勤務している者」を削除。
- ・現在、教育公務員の勤務年数3年以下の職員の派遣は行っていないため、「(3) 特別支援教育に関する研修を受ける者」を削除。

第8条（手続）

- ・応募書類等を統一の別記様式を規則から削除し、各研修事業毎に別に定めることとする。
- ・専門的教育職員（指導主事等）の手続き方法を追加。
- ・公募型ではない場合の手続き方法については、各研修事業毎に別に定める。

第9条（選考方法）／第10条（選考委員会）

- ・選考方法、選考委員会については、各研修事業毎に別に定める。

第11条（服務）

- ・留学生及び派遣研修生の服務については、各研修事業毎に別に定める。

高知県公立学校教員大学院派遣要綱(案)

第1 目的

この要綱は、鳴門教育大学大学院、高知大学大学院、高知県立大学大学院及び高知工科大学大学院（以下「大学院」という。）に本県公立学校教員を派遣することに関し、必要な事項を定める。

第2 派遣

大学院への派遣は、職務を遂行するために必要な専門的知識・理論、実践方法などを修得し、本県の教育課題を解決するため、実践的な研究を行う者を派遣することを原則とする。

第3 派遣教員の資格

大学院に派遣する教員（以下「派遣教員」という。）は、次に掲げる要件を備える者とする。

- (1) 現に公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭（以下「教諭等」という。）及び教育委員会事務局の専門的教育職員であって、一種免許状又は高知県教育長（以下「教育長」という。）が別に定める免許状を有する者であること。
- (3) 教諭等として3年以上学校に勤務した者であること。
- (4) 大学院修了後も、高知県において教諭等として勤務する意志を有する者で、本県教育課題解決の中核的・指導的役割を果たす者であること。
- (5) 心身ともに健全で、長期研修に耐え得る者であること。

第4 志願手続

派遣教員志願者は、大学院所定の様式による志願書に所属長の推薦書及び所属する市町村教育委員会（義務教育関係のみ）の推薦書を添えて、教育長に提出するものとする。

第5 選考及び大学院への推薦

派遣教員は、市町村教育委員会、県立学校及び教育委員会事務局の専門的教育職員にあつては所属長から推薦のあつた者について、教育長が別に定める大学院派遣者選考委員会の審議を経た後、教育長が決定し、該当大学長に推薦するものとする。

第6 経費の負担

派遣に必要な経費のうち、検定料、入学料、授業料その他入学に際し必要な経費は派遣教員の負担とする。ただし、別に定める大学院においては、予算の範囲内において、その一部を県が負担することができる。

第7 派遣の取り消し

教育長は、派遣教員について派遣の継続が困難な状況が生じた場合、所属する市町村教育委員会、県立学校及び教育委員会事務局の専門的教育職員にあつては所属長と協議のうえ、派遣を取り消すことができる。なお、県が第6に規定する経費の負担をしてい

る場合、当該負担している額の償還を派遣教員に求めることができる。

第8 服務

派遣中の服務上の取扱いは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第3項に基づく研修出張とする。

2 勤務時間及び休暇等については、公立学校に勤務する教員は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年12月21日条例第46号）に、県教育委員会事務局の専門的教育職員は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年12月21日条例第46号）に基づくものとする。市町村教育委員会事務局の専門的教育職員は各市町村の定めにに基づくものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、大学院派遣の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第10 施行期日

この要綱は、平成8年3月13日から施行する。

改正 平成11年 1月 8日
改正 平成13年 5月25日
改正 平成19年 5月24日
改正 平成20年 9月19日
改正 平成21年 5月19日
改正 平成29年 8月23日
改正 平成29年12月15日
改正 令和 2年 月 日